

「あま市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」（仮称） 骨子案

1 背景

- 令和4年3月に策定した第2次あま市総合計画は、その基本理念の1つとして「地域の力を結集する共創のまちづくり」を掲げており、行政と市民、事業者、団体等が協働してまちづくりに取り組む上で、信頼関係を高めていくことの重要性が高まっている。
- 信頼関係を確立する上では、職員が法令や公務員としての倫理を遵守するとともに、あらゆる行政活動が市民から信頼されるものであるよう、職員が公正に職務を執行する体制が確保される必要がある。
- 本市では、あま市不当要求行為等対策要綱（平成22年あま市訓令第2号）を制定し、職員に周知徹底し、不当要求行為等に対し組織的に取り組むことにより公正な職務の執行に努めてきたところである。
- 要綱で定めた不当要求行為等への対応に加え、職員が遵守すべき倫理原則、法令等に違反する行為を発見した場合の公益目的通報制度、市民からの要望等に真摯に対応するための記録制度を条例化し、職員はもとより市民に対して組織的に取り組む体制を明らかにすることにより、市民から信頼される市政の確立を図るものである。

2 骨子案

(1) 目的

- 職員の公正な職務の執行を確保するために必要な事項を定めることにより、信頼される市政の確立を図り、もって公共の利益の増進を図ることを目的とする。

(2) 職員が遵守すべき倫理原則

- a 職員としての資質の向上及び倫理の高揚に努めること。
- b 市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならないこと。
- c 職務や地位を私的利益のために用いてはならないこと。
- d 権限の行使に当たっては、市民の疑惑を招くような行為をしてはならないこと。
- e 法令等を遵守し、公共の利益の増進を目指して職務に当たること。
- f 勤務時間外においても、公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動すること。

(3) 責務

- 任命権者は、職員の資質の向上及び職務に係る倫理の保持を図るため、職員の意識の啓発、研修の実施、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。
- 管理職員は、その職責の重要性を認識し、自らの資質向上を図り、公正な職務の執行及び適正な服務規律の確保を図るとともに、その管理し、又は監督する職員の誠実かつ公正な職務の執行について適切な指導を行わなければならない。
- 市民等は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるとともに、不当要求行為をしてはならない。

(4) 公正な職務の執行の確保のための体制

- ・あま市公正職務審査会
構成・・・3人以内（弁護士、公認会計士等）
職務・・・公益目的通報の受理、通報対象事実の調査及び審査等、要望等の記録の調査及び審査等
任期・・・2年（再任可）
- ・あま市公正職務推進委員会
構成・・・委員は、職員の中から市長が任命
職務・・・通報対象事実の調査、要望等の記録の調査及び審査等

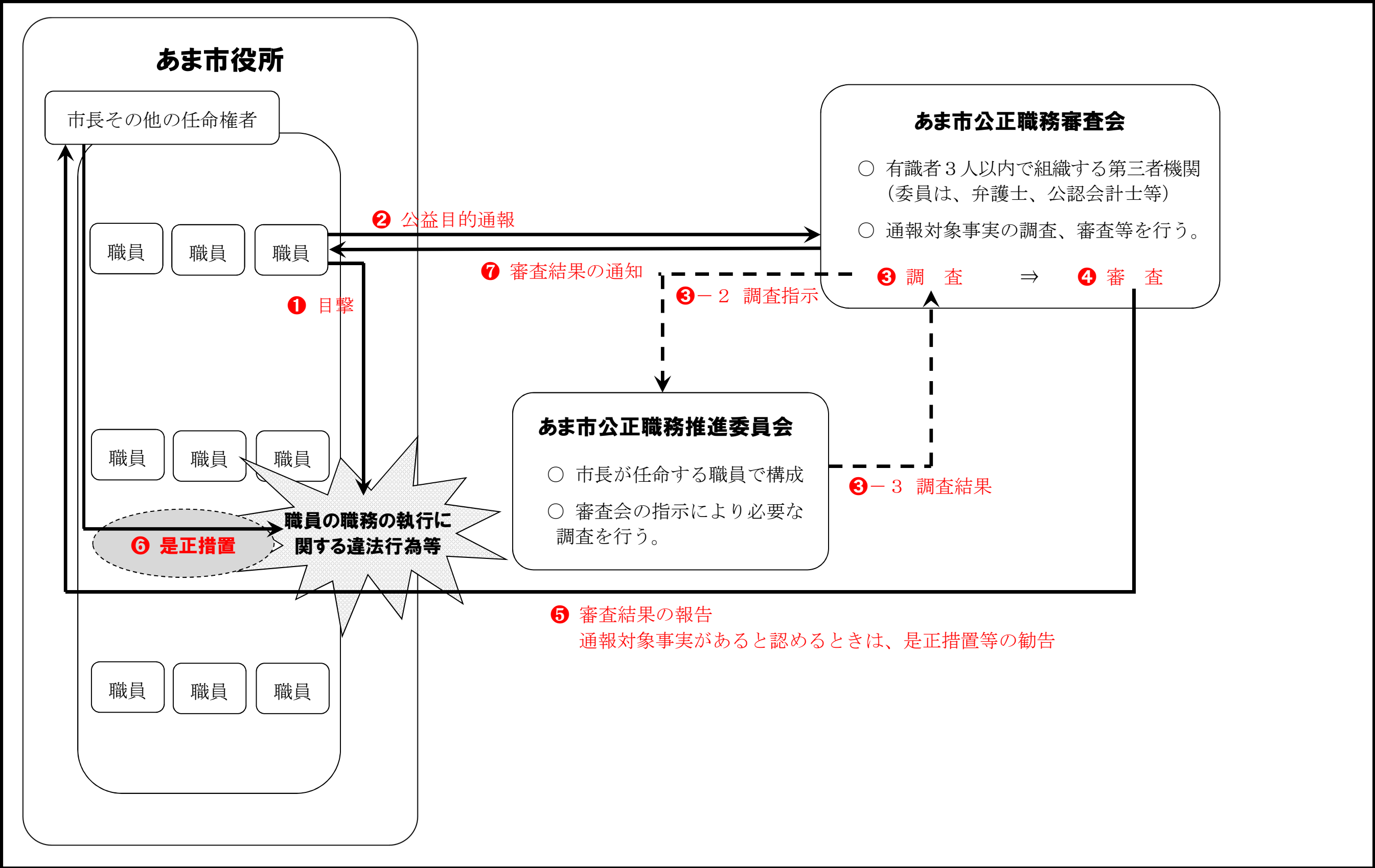
(5) 公益目的通報 ※別添1「公益目的通報」フロー図 参照

- 職員は、通報対象事実（職員の職務上の法令違反行為等）が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、私的利益を得る目的など不正の目的で行う場合を除き、あま市公正職務審査会（以下「審査会」という。）に対して、原則として実名により公益目的通報をすることができる。**【フロー図①、②】**
- 公益目的通報を受けた審査会は、不正な目的等での通報や通報対象事実に該当しないことが明らかな場合等を除き、必要な調査を実施し、通報対象事実に該当するかを審査する。**【フロー図③（③－2、③－3）、④】**
- 審査会は、審査の結果、通報対象事実があると認めるときは、その内容を市長又は当該事実に係る任命権者に報告するとともに、是正措置を講ずるよう勧告する。**【フロー図⑤】**
- 勧告を受けた任命権者は、速やかに是正措置を講ずる。**【フロー図⑥】**
- 審査会は、報告や勧告をした場合は、その旨を公益目的通報をした者に通知する。**【フロー図⑦】**

(6) 要望等への対応 ※別添2「要望等への対応」フロー図 参照

- 職員は、要望等を口頭や電話等により受けたときは、その内容を記録し、任命権者へ提出する。**【フロー図①、②】**
ただし、次のいずれかに該当するときは、記録をしないことができる。**【フロー図※】**
 - a 公式又は公開の場における要望等であって、議事録等に記録がなされるとき。
 - b 要望等の内容が単なる問合せ又は事実関係の確認にすぎないことが明白であるとき。
 - c 公職者以外からの要望等であって、その内容が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 日常的に行われる営業活動に係るもの
 - イ 多数の者が利用する公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされるもの
 - ウ 多数の要望等に順次応対するような場合であって、個別に記録する必要性が乏しいもの
 - エ 要望等への対応がその場で終了するもの
- 記録の提出を受けた任命権者は、不当要求行為があったと認めるときは、職員の公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとし、提出を受けた記録とともに当該措置の内容をあま市公正職務推進委員会（以下「推進委員会」という。）に報告する。**【フロー図③、③－2】**
- 推進委員会は、報告を受けた措置等が不十分であると認めるときは、公正な職務の執行の確保のために必要な措置についての意見を付して、当該措置に係る任命権者に報告するとともに、当該不当要求行為への対応方針の指示を行う。**【フロー図④、⑤】**
- 任命権者は、提出を受けた記録の内容が不当要求行為であるかどうかを判断できない場合や不当要求行為への対応に関する方針を決定し難い場合は、当該記録を推進委員会に提出するものとする。また、職員は、不当要求行為等があったと認める場合であって、必要があると認められるときは、推進委員会に記録を提出することができる。**【フロー図③、③'】**
- この場合において、推進委員会は、速やかに必要な調査を行い、不当要求行為に該当するかどうかについて審査し、又は任命権者が講ずべき措置の内容について審査する。**【フロー図④】**
- 推進委員会は、審査の結果、不当要求行為に該当すると認める場合は、公正な職務の執行の確保のために必要な措置等についての意見を付して、任命権者に報告するとともに、当該不当要求行為への対応方針の指示を行う。**【フロー図⑤】**
- なお、推進委員会は、要望等が不当要求行為等に該当するかどうかについて、又は任命権者が講ずべき措置の内容について、審査会に諮問することができる。**【フロー図④－2、④－3】**
- 任命権者は、推進委員会からの報告を受けたときは、指示のあった対応方針に従って速やかに不当要求行為等を行った者に対する警告、当該記録の公表その他必要な措置を講ずる。**【フロー図⑥】**

別添 1 「公益目的通報」フロー図



別添2 「要望等への対応」フロー図

